

太平洋島嶼国における人の移動と 国際制度をめぐるダイナミズム

黒崎 岳大・今泉 慎也

近年、太平洋島嶼地域は、鉱物・漁業・森林資源の開発を通じてグローバルな経済との結びつきを格段に強めてきた。また、アメリカ、中国など域外大国の外交政策の変化に伴い、同地域に対する地政学的な関心も高まってきた。その結果、国際関係において太平洋島嶼地域のプレゼンスも高まっている。しかしながら、国レベルでみた場合、多資源からの恩恵を受ける国は少数であり、ほとんどの島嶼国は先進国などからくる観光客のもたらす外貨と、自国の海外移民が先進国からもたらしてくれる送金に依存している（小林 1994; 黒崎 2016b）。すなわち国境を越えて移動する人びとの存在によって、島嶼国の政治・経済の基盤が成り立っているのである。そしてこの国境を越える人びとの動きに大きな影響を与えているものとして注目すべきは、移民社会などを媒介とした人的交流ネットワークであり、国を越えた協力体制のなかで人びとの移動を管理するために整備された国際的な制度の存在である。

島嶼国住民たちが国境を越えて移動するといっても、闇雲に新天地に向かうわけではない。教育や労働の目的で移住する際には、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカなどに先に移り住んだ仲間たち、すなわち移民たちの存在が重視される。彼らが現地社会との間に培ってきた人的交流を頼り、就職先や居住先を紹介してもらうのである。そして移民先で得た賃金は故郷の家族に送金され、家族および母国の経済を支えることになる。移民社会は、島嶼国住民と移住先の先進国との間で、人やモノ、金などを円滑に行き来させるための媒体として役立っているのである。しかしながら、そこは別の独立国である。島嶼国と移住先の間には明確に国境が引かれ、両国間には政治・経済面で制度的な垣根や区別が存

在する。同じ国の都市と地方の関係であれば、地方住民が故郷の仲間を頼って都市に出てきたとしても、都市生活に適応できなければ、そのまま地元に戻ればよいであろう。しかしながら島嶼国住民の場合は、そう簡単ではない。移住先の先進国に移り住むには、労働ビザなどを入手しなければならない。また入国が許されても、移民社会に頼れるからといって移住先の言葉や文化の壁は極めて大きい。さらに先進国での生活に適応できなくなった場合でも、帰郷のための費用も掛かるため安易に戻ることもできない。その結果、移住者のなかには現地で安定した生活を確立することができず、ホームレスになるケースもみられ、現地の社会保障政策や治安維持上の課題と成り得る。島嶼国住民の先進国への移動について、国境管理などの手続き制約があるのはもちろんのこと、移住に伴うさまざまなリスクが存在することも認識されていて、それが精神的な面での障壁となり、安易な移動を抑制しているともいえるであろう。今次のコロナ禍による人の移動が阻害される事態のなかで、移住者が脆弱な立場におかれていることが改めて認識されたほか、そのようなネットワークや国際制度など移住をめぐる課題が顕在化してきたのである。

この序章では、各章をみていく前提として、太平洋島嶼国の形成期から建国初期といえる2000年代までの人の移動をめぐる動向を振り返り、今日の太平洋島嶼国における人の移動が、人びとや国家にどのように影響を与えているかを整理し、それぞれの人の移動に伴う現象が各章の問題にどのように関わっているのかを検討していく。

1 太平洋島嶼地域における人の移動をめぐる歴史的背景

太平洋島嶼地域における人の移動には諸相がある。欧米諸国をはじめとした域外国社会の住民たちが太平洋島嶼国に進出することもあれば、島嶼国の住民が同じ域内の国々の間を移動することや、域外国へと進出していくこともある。また進出の仕方も、ビジネスなどを目的とした単身での一時滞在の場合から、故郷を捨てて家族全員で新たな新天地に移り住む移民のケースもある。本書において「人の移動」とは、さまざまな背景をもった人びとが、それぞれの目的に応じて島嶼

国の域内外を行き来することを広く意味するものとして捉えている。また「人」は原則として自然人を意味するが、政府や企業などが介在して移動が生じる場合を含めている。就労や教育などを目的とする個人の移動に加え、企業による経済活動や政府機関のエージェント（官僚、政治家）による政治交流も含むものとして考えている。別の言い方をすれば、島嶼地域の人や組織が、域外国の企業や国際機関と交流をもつということも、広義の「人の移動」に伴う現象として考えることとしたい。

1-1. 欧米諸国との接触に伴う島嶼国社会の変容 ——植民地支配から独立・自治の時代——

欧米諸国との接触以後の大規模な交流が本格化したのは、アジア・アフリカ地域の植民地分割を終えた19世紀以降といえるだろう。この時期、太平洋に散在する島々はイギリス、フランス、アメリカ、ドイツなどによって植民地支配下におかれていった¹⁾。植民地経営においても各国で異なる形がとられた。なかでもイギリスは人種や民族に関わらず、帝国内での自由な移動や居住が認められていた（秋田 2012）。これは植民地とされた島々の住民にも与えられていたので、イギリス植民地の島々の住民は教育や労働を求め、イギリス本国以外にもオーストラリアやニュージーランドに移り住んだ。こうした島々から移り住んだ人びとが各地で形成した移民社会は、独立後も島々と先進国との関係を結び付ける基盤となっている。

一方で、イギリスの植民地であった他のアジア・アフリカ地域からも太平洋の島々に移住が行われた。たとえば、製糖業における労働力が求められたフィジーには、イギリス植民地であるインドから大量の労働移民が流入し、農村部にインド系住民のコミュニティが形成された。このインド系住民が、その後フィジー社会の経済界に力をもち、政治や軍部で影響力を維持していたフィジー先住民との

1) 太平洋諸島地域で最も広い植民地を有していたイギリスは、オーストラリアやニュージーランドに加えて、フィジー、トンガ、ソロモン諸島などを植民地あるいは保護国として施政下においた。一方、フランスもニューカレドニアやタヒチを含むフランス領ポリネシアなどを獲得していく。この両国に遅れて進出したのが、アメリカとドイツである。アメリカはスペインから獲得したフィリピンを拠点にグアムを領有し、ハワイ王国を保護国化し、のちに併合した。一方、ドイツもニューギニア島北部やサモア諸島、ミクロネシアの島々を植民地に組み入れていった。

間で、建国後も権力争いが行われ、しばしばクーデタによる政権転覆が行われてきた。この意味でもフィジーの事例は、イギリス植民地時代の移動・居住の自由という制度が、独立後の政治や経済に影響を与えている証左といえよう。

第一次世界大戦後、敗戦で植民地を失ったドイツに代わり、赤道以南のドイツ領はイギリスおよびその代理者として、オーストラリアまたはニュージーランドの管理下におかれた。また赤道以北のミクロネシアの島々は、日本の委任統治領として南洋群島となった。さらに第二次世界大戦時には、ミクロネシアからメラネシアにかけて日本軍が占領した。日本の敗戦後、南洋群島は太平洋諸島信託統治領としてアメリカの施政権のもとにおかれ、また赤道以南の占領地はイギリス、オーストラリア、ニュージーランドの施政下におかれた。この結果、太平洋島嶼地域のほとんどはアメリカおよびイギリスの代理者としてのオーストラリア、ニュージーランドの管轄下におかれることとなった。この地域の安全保障を目的とする軍事枠組みであるANZUSにちなんで、太平洋島嶼地域は「ANZUSの湖」と呼ばれる。第二次世界大戦後も太平洋島嶼地域は、実質的に引き続き欧米列強の植民地統治下におかれる状態が続いたといえるであろう。しかしながら、イギリス植民地統治下におかれた島々では、伝統的首長層などの地域のエリート層がイギリス本国やオーストラリアなどで教育を受け、また法制度やビジネス慣習なども英連邦内で共有されていた。このため、英連邦の枠組みのなかにおかれていることを好意的に捉える意見も少なくなかった²⁾。

人の移動という視点で考えるならば、この時代に北半球の島々の多くはアメリカの施政下に、また南半球の島々はオーストラリアとニュージーランドの施政下におかれることとなった。それぞれは政治体制や教育・健康福祉などの政策で、それぞれアメリカおよびオーストラリア、ニュージーランドの行政システムを受け入れる。別の言い方をすれば、太平洋島嶼地域はこの時代に北半球と南半球で制度上異なる文化を歩むことになったのである。

1950年代後半になると、欧米諸国による植民地支配の継続に疑問を呈し、島

2) トンガ人は、イギリスに保護領となり外交権を委ねたものの独立を維持したとして誇りに感じているのに対して、植民地化されたフィジー人は、植民地支配を受けたおかげで、トンガよりも、イギリスによる教育制度やインフラ整備の恩恵を受け、発展できたと上位意識をもっているといわれることがある。トンガとフィジーを対比するこの言説は、イギリスと太平洋島嶼国との間のアンビバレントな関係を示している。

島嶼地域の自治や独立を望む住民たちの声が高まった。この自治・独立運動に大きく影響を与えたのが、外部社会の人びととの接触である。第二次世界大戦期に戦場となったパプアニューギニアやバヌアツなどでは、欧米の植民地支配の打倒を唱えて台頭した日本に対抗する欧米側の主力兵士のなかに黒人などが多く存在することが直接に認識されたことで、自分たちが欧米の施政下におかれ続けることに疑問を感じるようになった。また、第二次世界大戦後に自分たちが暮らす太平洋海域で核実験が実施されたが、宗主国側は各国が互いの植民地での政策には不干渉の立場を堅持したため、核実験による地域の汚染が協議されることはなかった³⁾。その一方で、この核実験に反発するように世界各地の人びとが太平洋を訪れ反核運動で協力した。こうした外部の人びととの接触を通じて、宗主国への反発意識をもつ島嶼住民たちが増加していき、1962年の西サモア（現在のサモア独立国）を皮切りに、1970～1990年代にかけて島嶼地域は次々と独立を果たしていった。島嶼国の自治・独立意識の高揚はまさに外部社会からやってくる人びととの交流の賜物ともいえる。

こうした独立を求める島嶼地域の動きに対し、旧宗主国側である欧米諸国は、独立阻止のために武力を使って押さえ付けるといよりは、むしろ独立を支援する動きさえみせた。その理由として、欧米諸国はアジア・アフリカ諸国の独立時に紛争を経験し、大きな経済負担を被ったことがある。また、宗主国であるイギリスやアメリカは、島嶼国が武力紛争を経て独立した場合、ソビエト連邦を中心とする社会主義陣営が独立後の政府に近づき、その勢力を拡大することを懸念したのである。むしろ円満な形で独立を許すことで、独立後も島嶼国の政治・経済に大きく関与しようと考えたのである。言い換えれば、植民地社会が独立後に外部社会と接触・友好関係を深めることによって、本国または旧宗主国との依存関係が後退することを恐れたのである。

旧宗主国側の思惑どおり、独立を果たした島嶼国においては国内の行政システムや法制度は未整備な状況のままであり、独立が用意周到であったとは言い難い。そのため、旧宗主国のそうした制度やシステムをそのまま利用することで、急ご

3) 第二次世界大戦後、太平洋島嶼地域の開発を議論するため、欧米の宗主国は地域国際機関として南太平洋委員会（SPC）を結成したが、SPCでは宗主国の植民地政策と絡むような政治的な問題は話し合わないとされた。

しらえに国家としての体裁を作り上げていったと言わざるを得ない⁴⁾。結果として、ほとんどの島嶼国は独立後も旧宗主国に政治・経済・社会などあらゆる面で影響を受け続けることになる。たとえば、イギリス統治下にあった島嶼国は、政治面では英連邦に加盟したほか、イギリスの法体系を継承し、裁判官や司法長官なども自国民ではない他地域の英連邦諸国出身者から採用された。また経済面においても、島嶼国の製品の市場となるオーストラリアやニュージーランドとの間で、関税に関する優遇措置がとられてきた。もちろん政治制度や経済のネットワークは植民地時代からの実務・慣行が受け継がれたという面も大きいですが、太平洋に散在する小さな島嶼国にとって、高等教育や労働機会を得るためには、ANZUS諸国が構築した航空網に依存せざるを得なくなり、島嶼国の住民の移動という点からも先進国との結びつきは強まった。こうして独立以降も島嶼国は旧宗主国の政治や経済に依存する状態が続いた。

1-2. 太平洋島嶼地域内部における変容——PIFの形成と拡大——

島嶼国側も旧宗主国への過度の依存状況から脱するため、その対応策は考えていた。1971年に太平洋を共有する島嶼国同士で協力し合う地域協力機構として結成された、南太平洋フォーラム（South Pacific Forum: SPF）である。SPFは、フィジーのカミセセ・マラ（Ratu Sir Kamisese Mara）首相の提唱のもと、独立した島嶼国が核となり、地域の問題を協議し、団結して対応していくための組織として作られた。それまでの旧宗主国と旧植民地国というバイの関係が中心であった島国の政治が、SPFの成立により年一度の年次会合で各国首脳が一同に会し、地域全体でマルチ外交を行う体制を作り出した。同年次会合では、太平洋で欧米諸国によって実施されてきた核実験への非難決議や欧米諸国との貿易協議を行うことで、国際社会に対して共同歩調をとり協議に臨むというグループで対抗していく戦略を示した⁵⁾。1970～1980年代前半にかけて独立した島嶼国が次々に加

4) 小林泉と東裕はこうした十分に独立に向けて社会が成熟しきっていないなかで独立していった島嶼国のことを「強いられた国民国家」と称している（小林・東 1998）。

5) ただし、SPFの場合は完全に島嶼国だけの組織ではなかった。すなわち、その内部に加盟国としてオーストラリアおよびニュージーランドという地域における先進国を内包していた。両国が参加した理由として、核実験に対して批判的な態度を共有している点や、SPFが島嶼国のみでは財政的に維持していくのが困難であったことなどが挙げられる。

盟・拡大していったこともあり、SPFは島嶼国主導のマルチ外交のための組織として機能してきた。オーストラリア、ニュージーランド両国も、SPFの原加盟国であったが、表面上は島嶼国側のオーナーシップを尊重するとし、自分たちの主張を前面に押し出すことは控えた⁶⁾。

このように1970年代までの加盟国は、イギリスの植民地時代から独立後もオーストラリアやニュージーランドの影響を受けてきたという歴史的経験を何らかの形で共有してきた国々であった。そのため、年次会合で交わされる議論などでも互いが肌感覚で理解し合え、問題意識を共有し合える関係であった(Boyce and Herr 1974)。ところが1980年代後半になると、こうした英連邦内でのグループという意識が大きく変化する事態に直面することとなる。アメリカの施政下にあった北半球の国々のSPFへの参加である。アメリカが施政権を有する太平洋諸島信託統治領(Trust Territory of the Pacific Islands)から独立したミクロネシア諸国が加盟するなかで、その加盟国の領域も赤道以北にまで広がっていった。

このため、ミクロネシア3国の主張もあり、2000年にSPFは太平洋諸島フォーラム(Pacific Islands Forum: PIF)に改称された。このことは、単に加盟国の区域の拡大だけを意味するものではない。SPFという旧イギリス植民地およびオーストラリア・ニュージーランドの管理下におかれた島嶼地域という枠組みのなかにある国々で設立された地域協力機構(SPF)が、こうした歴史的な共通経験をもたないミクロネシア諸国をも含む地域協力機構(PIF)に拡張されていったという意味を含んでいる。実際に、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオは、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドの施政下におかれた経験はなく、信託統治領から独立し、独立後もアメリカと自由連合協定を結んだ。メディアなどは、この協定の特徴を伝える場合、ミクロネシア3国が軍事権および安全保障に関する外交権をアメリカに委ねる代わりに、経済援助の提供を受ける点を強調している。しかし、これら3国の国民の視点からみた場合に極めて大きな特徴は、これら諸国の国民は自国のパスポートを有しているだけで、アメリカへの入国・移動、居住、労働の自由を与えられるという点である。この特徴を強調するあま

6) もっとも、両国にとっては1973年に最大の貿易相手国であったイギリス本国がヨーロッパ共同体(EC)に加盟し、貿易上の優遇が受けられなくなったことで構造不況を迎えており、SPFの問題にまで関与しきれなかったという面もあった。

り、ミクロネシア3国はアメリカの内国的な扱いを受けているとみなされることもあるが、これら諸国の首脳の間にはそれを自認し、むしろ当然視する発言もしている⁷⁾。

ミクロネシア3国が加盟する過程においては、アメリカとの自由連合協定を締結し、国家予算の半分近くに及ぶ経済支援を受けている点を捉えて、これら諸国のSPFへの加盟に否定的な姿勢を示す加盟国もあった。しかし、協議を重ねるなかで同じ太平洋を共有する独立国であるという点が重視され、ミクロネシア3国の加盟は了承された。その後、ミクロネシア3国と既存の加盟国の間で互いに歩み寄る姿勢が示された。具体的にはミクロネシア3国の加盟を尊重する姿勢を示すため、ミクロネシアにとって大きな問題である、マーシャル諸島・ビキニ環礁でのアメリカの核実験による被害補償の問題などを年次会合において毎回取り上げ、コミュニケには加盟国が共同してアメリカや核兵器保有国に兵器の廃絶や被害者補償の促進を求める旨を記した。一方、ミクロネシア3国側も、SPFへの加盟に際して、既加盟国との関係強化を進めるため、既加盟国が導入している社会制度を一部受け入れていった。その一例として挙げられるのが、マーシャル諸島による南太平洋大学 (University of the South Pacific: USP) のマジュロキャンパスの受け入れである。自由連合協定国である同国は教育制度についてアメリカ型教育プログラムを導入しているが、SPFに加盟する過程において、アマタ・カブア (Amata Kabua) 大統領 (当時) はイギリス型教育プログラムを採用する USP のキャンパスを自国に誘致した。その理由として、彼は USP が SPF の高等教育研究機関でもあり、加盟国各地にキャンパスがあることから、自国の若者たちが USP で学ぶことにより、既加盟国の将来の高官たちと同じ教育経験を得られることを指摘している。この発言からもわかるように、ミクロネシア3国側も、SPF への加盟を通じて、アメリカとの関係に完全に傾倒する従来の姿勢から、英連邦加盟諸国が中心の SPF という異なる文化のなかに溶け込んでいこう

7) 2004年5月にアメリカとマーシャル諸島の間で自由連合協定の改定交渉の調印がなされた際に、マーシャル諸島のケサイ・ノート (Kessai Hesa Note) 大統領 (当時) はアメリカとの関係について「我が国はアメリカの安全保障の枠組みの内側にある」と述べ、その結果、アメリカ国内に対して設けられているさまざまな経済支援プログラムを享受できることを示唆した (Marshall Islands Journal 2004/4/3)。

としたのである (Bryant-Takalau and Frazer 2006)。

このようにミクロネシア3国の加盟およびそれを対外的に明示することにもなるPIFへの改称は、それまでの英連邦の政治文化とは異なる文化を内包したことを意味するだけでなく、「太平洋にある英連邦諸国のグループ」から「太平洋の独立国のグループ」へと飛躍しようとすることを表明したということもできるだろう。そして、その動きの背景にあったのも、植民地経験などで別々の歴史を歩んできた地域が、地域協力機構の一員として接触し、共同歩調をとっていくという国境を越えた交流の結果ともいえるのではないだろうか。

1-3. 域外国から向けられた太平洋島嶼国への新たな関心とその要因

このように英連邦に属する太平洋島嶼地域のグループ (SPF) が、太平洋諸島の独立国で構成されたグループ (PIF) へと変容するなかで、2000年代以降、この地域に対する国際社会からの関心が急速に高まった。その原因としては、①地域に存在する鉱物・水産・森林資源に対する周辺諸国からの関心の高まり、②数の論理が重視される国際場裏における地域協力機構としての存在感の上昇、および③米中対立などで注目される地政学的な重要性の認識、が挙げられるだろう (黒崎 2016a)。

まず①に関しては、とくにメラネシア諸国における鉱物エネルギー資源の開発が注目されるようになったことがあげられる。太平洋島嶼国内で最大の国土面積をもつパプアニューギニアでは、2000年代中盤より欧米諸国やアジアの国々が液化天然ガス (LNG) の鉱区の採掘に力を入れ、その結果、2014年からは本格的に同資源の海外輸出の成功に至った。その輸出先は、ほぼ日本と中国である。日本にとっても重要なLNGの輸入相手国であり、LNGの輸入量の約5%を占めている。これら以外にも、ニューカレドニアのニッケルは世界の輸出量の5位以内を常時占めており、ソロモン諸島でも有力なニッケルの鉱区の開発が進められている。また、水産業に関しては、日本国内で消費されるカツオ・マグロの約40%がこの太平洋島嶼国地域の海域で漁獲され、近年では中国や台湾、韓国などの海外からの漁船との間でし烈な漁場をめぐる争いが問題となっている。島嶼国側も自らの海域で漁業を行うこうした国々の漁船に対して、ただ入漁権を与え

るだけではなくなってきた。カツオ・マグロの漁場となる島嶼国は、団結してこれらの水産資源の管理を行う「ナウル協定」を締結し、締結国間で協力して水産資源を求めるアジアの漁業国と交渉を行い、漁船の海域への入船の枠組み制限を取り決めたり、入漁料の引上げを求めたり、入船枠組みの拡大の見返りに自国内への工場の誘致を求めるなどの戦略的な交渉を進めてきた。このように島嶼国側も自らの国内に存在するさまざまな資源の魅力を認識し、それをカードとして欧米諸国やアジアの国々と交渉を進めるようになった（小林 2015）。

次に②であるが、国連などの場における投票を大きく規定していた米ソ冷戦が終結すると、1990年代以降、一国一票の原則が重みを増すようになる。その結果、世界各地で地域グループの組織化が進み、さまざまな議題で共同歩調をとる動きが強まった。各々の国力の大小にかかわらず一票を有することから地域グループへの注目が高まっていく。PIFもオーストラリア・ニュージーランドを含めて国連で14票を有しており、安全保障理事会の非常任理事国選挙やさまざまな国連決議で自分たちの主張に支持を求めて、大国が歩み寄ってきている。1990年代までは、島嶼国との間で首脳会談を行う国々といえば、域外ではアメリカや日本などの限られた周辺ドナー国によるものであった。しかしながら、21世紀に入ると、中国および台湾が各々の外交関係を締結している国と定期的に首脳会議を開催するようになる。それ以外にも、太平洋に海外領土をもつフランスをはじめ、韓国、中東諸国、インドなどが島嶼国との間で首脳会議や外務大臣級の会合を開催してきた。これらの動きはまさに国際場裏における「数の論理」の力が体現されたものといえるだろう。

さらにメディアを中心に強く指摘されているのが、③である。経済大国として力をつけてきた中国は、一帯一路政策を掲げて世界各地のインフラ整備などの経済支援を進めることを、国際社会のなかでアピールするようになってきた。また、その協力体制は軍事面にも向けられ、各国の軍隊との共同訓練などを進めている。とりわけ海洋への進出にも力を入れており、九州・沖縄・台湾・フィリピンボルネオに至る第一列島線内や伊豆諸島・グアム・パプアニューギニアに至る第二列島線などでの制海権の確保などが提示され、2040年にはインド太平洋地域におけるアメリカ海軍の優位を阻止するとしている。近年、中国は太平洋島嶼国との関係強化を進め、たとえば資源国であるパプアニューギニアとの経済開発や軍事

協力の促進を進めた。パプアニューギニアはオーストラリアからの海底ケーブルの設置を中国の支援で実施しようとしたが、アメリカおよびオーストラリアからの関与で阻止された。また2019年には、中国は台湾と国交を有していたソロモン諸島およびキリバスと外交関係を結び、PIF事務局にも資金提供を強めるなど太平洋島嶼国でのプレゼンス強化を進めた。これに対抗するように日本やアメリカは「自由で開かれたインド太平洋構想」を掲げ、民主主義の理念のもとで中国の影響力に対抗するべく経済支援や安全保障の分野で協力体制を強化している。なかでもアメリカは、太平洋島嶼地域の要としてオーストラリアが役割を果たすことを期待している。2021年にはオーストラリア、イギリスおよびアメリカにより、太平洋地域の軍事同盟であるAUKUSが結成されたほか、日本とインドを含めた4カ国でアジア版NATOとも呼べる日米豪印4カ国協力（クワッド）の組織化を進めた。しかしながら、アメリカは近年のオーストラリアの対島嶼国外交に満足せず、従来から力を入れていた赤道以北のミクロネシア諸国への支援強化に加え、フィジーなどの南太平洋の島嶼国との関係強化にも努めている。このように、太平洋島嶼地域はANZUSの湖として安定した秩序のなかにあるというこれまでの認識から、米中対立の最前線として注視されるようになった。島嶼国側はこうした事態を必ずしも完全に否定的には捉えていない。とりわけ政府高官は米中対立が高まるなかで、経済支援を求めることができるアクターが増えることを歓迎し、両者を天秤にかけて協力を求めるしたたかな姿勢も確認されている。

1-4. 域外国からの新たな関心の高まりに伴う太平洋島嶼国の政治・経済・社会の変化

以上の①～③の要因を受けて周辺諸国から太平洋島嶼地域に対する関心が高まったことが、太平洋島嶼国側の政治・経済・社会にも大きな変化をもたらしている。

まず①から生じた動きとして、太平洋島嶼国側に国際社会と対等に交渉ができるのではないかという意識が芽生えたことである。なかでもその意識を強くもつのがパプアニューギニアである。同国は人口も国土面積も太平洋諸島では圧倒的に大きな存在であるが、国土の大部分が手つかずの熱帯雨林であるほか、1000以上の言語集団や民族集団を抱えるため、開発が十分に進まず、1人当たりのGDPが1990年代まではソロモン諸島と並び域内でも極めて低い最貧国に位置づ

けられていた。しかし、21世紀になると、同国に埋蔵されている未開発の鉱物エネルギー資源に欧米やアジア諸国が着目し、次々と同国との接触を開始する。上述のとおり、2000年代半ばにはアメリカおよび日本が協力してLNG開発が進み、2014年からは輸出を開始した。こうした資源開発の進展は、多くの先進国の民間企業による同国への関心につながり、政府高官と接触するためビジネス関係者が同国を訪問する。中国は一帶一路政策とも絡めながら、パプアニューギニアとの関係構築を強める。2018年にパプアニューギニアが太平洋島嶼国として初めてAPEC議長国となった際には、中国は同年開催の年次会合会場などの公式施設の建設支援を行ったほか、民間ホテルなどの建設投資を積極的に進めた。旧宗主国ともいえるオーストラリアは中国の積極的な関与を無視することができず、オーストラリア、パプアニューギニア間を結ぶ海底通信ケーブル建設に中国系企業が入札した際には、上述のとおり、それを阻止するために規定の改定を行った。また、オーストラリアは太平洋島嶼地域に対するより一層の支援を表明する「パシフィック・スタートアップ」を打ち出した。これらは、自国の裏庭の安定を維持する意欲を強く示すものであった。

また、パプアニューギニアにおけるLNG開発（PNG LNGプロジェクト）では日本からも多くの企業が参画した。現地の合弁会社である日本パプアニューギニアLNG会社は、アメリカのエクソンモービルとパートナーを組み設立された。パイプラインで運ばれてきたLNGを輸出するためのプラントを千代田化工と日揮が建設し、日本に運ぶために商船三井が大型タンカーを新設するなど、PNG LNGプロジェクトはオールジャパンで取り組まれた。2015年に、安倍総理が現職首相として29年ぶりにパプアニューギニアを訪れた時も、上記企業のトップが引率し、現地企業との間で官民合同セミナーが実施された。こうした周辺諸国の首脳や企業のトップが同国との関係強化を求めるなかで、パプアニューギニア側も、国際社会における自信を深めていく。上述のAPECのホスト国を引き受けたことに加えて、ソロモン諸島など周辺島嶼国への経済支援を開始するなど、国際社会における島嶼国のリーダーとしてふるまうようになり、さらにオーストラリアやニュージーランドに頼らなくても大丈夫という自信すらみせるようになっていく。このように資源の開発が進むなかで、その利権を求めて域外国の政府首脳やビジネスマンたちとの交流が進展し、経済支援やビジネス投資も増加

していき、それまで貧しい島嶼国であったパプアニューギニアは、国際社会のなかで自信をつけていくことになったのである。

次に②の政治・経済・社会への影響として、島嶼国首脳や国際機関（およびその官僚）の域外国や国際機関との接触の日常化、およびそれに伴う国際場裏でのプレゼンスの向上が挙げられる。一国一票の原則を背景に、国連をはじめとするさまざまな国際会議において島嶼国が共同歩調をとるようになる。これを受け、域外国や国際機関はその政策や考えに対する支持を取り付けるため、より一層島嶼国に接近するようになり、国際場裏における島嶼国への関心やその重要性が徐々に強まった（Fry and Tarte 2015）。その結果、国連などの国際会議に太平洋島嶼国首脳が招待され、とくに気候変動問題において議長を務めるなど存在感を示す機会も増加した。とはいえ、このことをそのまま個々の島嶼国への関心の高まりとして簡単に結び付けるべきではない。むしろ注目すべきは、島嶼国のさまざまなグループをまとめるPIF事務局をはじめとした島嶼国内に設置された地域国際機関の存在感が急速に高まったことである。これら組織は多くの島嶼国と比較して、整備された官僚組織を有しており、国連や域外国の主要都市にも代表部などの窓口となる事務所を設置し、専門的立場から国際場裏における議論に参加できる担当者が配置されている。これら担当者がたとえば国際機関などの専門的な問題を扱うパネルにおいて小島嶼国の代理として参加し、島嶼国の意見を代弁し、さらに、島嶼国に対してはパネルで行われた議論のポイントを説明する役割を果たしている⁸⁾。こうしたPIF事務局などの地域的な官僚的組織が日常的に他の国際機関と交流をもち、会議の場で発言する機会を増やすことが、プレゼンスの向上につながったといえるだろう。

最後に③の動きとして中国人の急速な影響力の拡大に対する反発、とりわけ市民レベルでの批判的な姿勢をみせる事例が確認されている。上述のとおり、メラネシア地域では、豊富な鉱物エネルギーや水産・森林資源の開発をめぐる、周辺諸国が関与を強めている。とりわけ、中国はインフラ整備に関しては積極的な経済支援・投資を行っている。2019年にソロモン諸島やキリバスが外交関係を台

8) 国際場裏において事務局のプレゼンスが上がっていることについて、むしろ島嶼各国に対して助言を与えるという形で支配的な姿勢を示している、という批判的な意見が一部の国から提起されていた（Firth 2008）。

湾から中国に変更したが、その背景にはこのような中国人によるビジネス面での活発な動きが理由であるといっても過言ではない。ただし、政府間または首脳間の友好関係の強化が、そのまま二国間での緊密な関係の構築や深化につながるとはいい切れない。むしろ市民レベルでは、中国からの新たなビジネス関係者の進出が現地住民の反発につながっている現実がある。中国による経済支援の場合には技術者、建築関係者が支援のひも付きで島嶼国に入ってくるため、中国から来たビジネス関係者がその利益を持ち帰ってしまい、現地にほとんど還元されないという。また、それを契機に現地に進出した中国人が地元企業に深刻な影響を与えることも指摘されている。さらに興味深いのは、同じ中国をルーツとする中国系住民のなかでも、1960年代以前から太平洋島嶼国に移り住み、現地社会にすでに根を下ろしているオールドカマーと、1980年代以降に現地に移り住み、母国との関係を維持し続けているニューカマーとの間に良い関係が構築できない状況がある。むしろオールドカマーにとっては、ニューカマーが引き起こす現地住民とのビジネス上のトラブルが自分たちへの非難につながることに強い懸念を暗示している。実際に、メラネシア諸国においては、中国人とは無関係に発生した民族騒擾のなかで都市部の中国人街が襲われる事件が頻発し、それを避けるため故郷や他国への移住を進める動きがみられた（黒崎 2019）。

2 太平洋島嶼地域の人の移動に影響を与える諸要因

以上のように太平洋島嶼地域の人の移動が活発化することにより、それに対応する形で現地の政治・経済・社会に対して変化を与えてきた。最初の人々の移動は欧米諸国からで、彼らの進出に伴う植民地支配の結果、宗主国側の政治経済システムが島嶼国側の社会に組み込まれ、独立以降も引き継がれていった。第二次世界大戦や戦後の反核問題で域外国の人びととの交流を契機に、独立自治を達成していくものの、政府などに旧宗主国出身者が顧問として雇われ、また島嶼国の役人やビジネスマンも旧宗主国などで教育を受けた結果、独立当初は旧宗主国に依存する状況が続く。これを打破するために島嶼国の首脳たちが団結して作ったのが地域国際機構PIFである。PIFは各国首脳が域外国と対峙するべく共同歩調を

とすることで、域外国と対等に協議する基盤ができていった。21世紀以降、域内での資源開発に伴う域外国のビジネス関係者の進出や、国際場裏におけるさまざまな会合への参加に伴う存在感の向上につながり、島嶼国側は国際社会のなかで自信をつけていったのである。このように人びとの移動の活発化は、太平洋島嶼地域にとって国際社会での自信につながり、さらにさまざまな人びとや国や組織との関係を深めていくことになっている。

それでは人的交流が活発化した現在において、人の移動をコントロールする機能として果たしているものは何であろう。1つには人の行き来を管理する国境および入国管理の存在が挙げられる。国境ができることにより、それまで政治・経済などあらゆる面で宗主国に依存していた島嶼地域の住民が、「独立国家」としての意識を形成し、外交という場を通じて先進国と対峙しながら、自国や太平洋地域としてのアイデンティティを醸成するまでに至っている。ただし国境が形成されることは、当然それまで自由に交流ができた人びとの往来が妨げられることになり、移住した島嶼国出身者に不自由を生じさせる。それを補うために、先進国と島嶼国の間で移民や労働移動に対する優遇政策がとられている場合もある。優遇政策の存在が移住を決断する上で後押ししてくれたとしても、やはり島嶼国住民が先進国をめざすのは、そこで暮らすことに伴うメリットがあるからだ。ただし、移住したすべての住民がこのメリットを享受できるとは限らない。現実の生活は理想とかけ離れている場合が多い。さらには、島嶼国に設けられた国境および入国管理制度は、島嶼国とそれを受け入れる先進国の間だけに存在しているわけではない。アジアなど、他の世界から移住してくる人びともいる。彼らもまたこうした島嶼国の入国管理制度の影響を受け、島嶼国での生活を送っている。

この節では、①島嶼国にみられる国境と優遇政策の特徴、②島嶼国出身者が先進国を向かわせる誘因と限界、および③外部社会から移住してくる人びとの思惑と現実について述べていく。

2-1. 「とどまらせる障壁としての国境」と「乗り越えるための優遇政策」

太平洋島嶼地域の政治・経済を考える上で、他の地域と異なる特徴としてしばしば挙げられるのが、多様な政治形態の存在である。上述のとおり、この地域に

は先進国であるオーストラリア・ニュージーランドを含めた16の国家が存在している。一方で、ハワイやグアムなどはアメリカの州や準州であり、ニューカレドニアやフランス領ポリネシアはフランスの海外領土であり、独立国家ではない。むしろこれらの地域は歴史的な経緯のなかであえて独立を選ばず、アメリカやフランスの国内に組み込まれることを選択した。そのとき大きな要因の1つとなったのが、これら地域と欧米の本国との住民間の移動をめぐる問題である。

この問題を考える上で、一例として、サイパンやロタなどを含む北マリアナ諸島（アメリカの海外領土）を挙げてみたい。アメリカ領にいち早く組み込まれていたグアムを除く北マリアナ諸島は、ドイツによる植民地支配と委任統治領として日本の施政下におかれた時期などを経て、第二次世界大戦後は太平洋諸島信託統治領の一部としてアメリカの施政下におかれた。北マリアナ諸島はアメリカ施政下に移る以前から、グアムとの交流が盛んで、住民は自由に行き来していた。1960年代には現在のパラオ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦とともに一体となって独立を進めた。しかしながら、独立交渉の過程で、北マリアナ諸島の住民は他の地域以上にグアムとの関係の重視し、その結果、独立交渉から離脱、アメリカの海外領土として残る選択をした。北マリアナ諸島の住民は、他のミクロネシア地域との関係を継続することよりも、独立することでグアムとの間に「国境」という障壁をもつことに躊躇したのである。

北マリアナ諸島が離脱した残りの地域は、マーシャル諸島とパラオがその後分離することを選択し、3つの独立国として再編された。しかし、この3国はその際、アメリカとの間で自由連合協定を締結した。ミクロネシア諸国の住民の視点で自由連合協定をみた時に最も重要なのは、各国住民がこの協定に基づき相互に入国・移動、居住、労働の自由を得られるという点である。というのも、これら3国には、すでにアメリカ本土やハワイ、グアムに多くの出身者が居住生活していた。また医療や高等教育なども、ホノルルやハガンニャなどの都市部の機関に依存していた。独立を機にこの関係を断ち切ることは、住民の間からも支持が得られない。ゆえに、独立をするにしても、これまでの移動の自由が担保される特別な優遇措置を確保したのである。この自由連合協定により、人の移動の自由の確保と同時に、アメリカ内で受けられるさまざまな連邦プログラムが維持された。ミクロネシア3国において、農業・地域開発、エネルギー分野、空港整備などが農務省、

エネルギー庁、連邦航空局などアメリカ国内の所管省庁の管理下におかれ、各省庁の支援プログラムを直接受けることができた。郵便制度も国際郵便ではなく、国内便として取り扱われる。こうして自由連合協定を締結することで、アメリカ国内との間の国境が生み出すデメリットを軽減させることとなった。

同様に、ニュージーランドとの間で自由連合協定を締結したクック諸島とニウエは、ニュージーランドとの関係で移動をめぐる障壁の低さが明確に示されている。両国住民は外交権の重要な要素である旅券（パスポート）の発給権もニュージーランドに委ね、ニュージーランドの市民権を有している。そのため、両国住民はすべてニュージーランド旅券所有者であり、自国独自の旅券を有していない。その結果、両国住民とりわけ若者たちのニュージーランドへの移住が進み、母国の過疎化をもたらした。現在はクック諸島の国民は1万8000人、ニウエは1500人であるのに対し、ニュージーランドにはそれぞれ3万人、および2万人が住んでいる。実際にニウエを訪問すると、出会う住民は小学校にいる子どもたちと、高齢者ばかりである。高校を卒業すると若者は教育や仕事を求めてオークランドに移り住み、退職するまで帰島しない。日本において、地方出身者が首都圏などに出ていくことと同じ感覚なのである。

このように島嶼地域の政治形態が多様化していった理由を考える場合、この地域における人の移動という面が大きく影響していることがわかる。すなわち、植民地時代には宗主国と植民地の間では住民は自由に行き来できたが、島嶼国の独立を機に、そこには国境が生まれた。この国境が住民たちにとって先進国への移住を考える上でとどまらせる障壁になっている。一方で、植民地時代よりすでに先進国に移住し、先進国に移民コミュニティができていた。また島嶼国の住民も先進国の移民との交流を前提に社会を作り上げていた。独立をしたことで、その関係を完全に断ち切ることはできない。その結果、独立以後も両国間に存在している交流を維持するため、自由連合協定のように独立でできた国境を乗り越えるための優遇策が作られたのである。

2-2. 太平洋島嶼国出身者による先進国への移動の誘因と限界

こうした視点でみると太平洋島嶼地域にとっては、独立によって生じた国境という障壁は人びとの移動という面で大きな意味をなしていることがわかる。欧米

の海外領土やアメリカやニュージーランドと自由連合を結んでいる国々と比べ、多くの独立国にとっては、独立自治を手に入れたことの代償ともいえるべきか、地域における政治・経済の中心地とのアクセスを失うことを意味したのである。とりわけ南半球に位置する太平洋島嶼国、トンガやサモアなどのポリネシアおよびフィジーやソロモン諸島などのメラネシアではこの影響が大きい。

これらの国々は、イギリスやオーストラリア・ニュージーランドの植民地・保護領・施政下におかれていたため、独立以前島嶼国の住民に旧宗主国（あるいはイギリス領であればその代理人的役割を果たしていたオーストラリアやニュージーランド）との移動を妨げるものはなかった。しかしながら、島嶼各国が独立を果たすと、両者の間には国境が確立される。島嶼国と欧米の旧宗主国あるいはオーストラリア、ニュージーランドを自由に行き来できる存在であったそこに住む人びとにとって、国境は大きな障害となって立ちふさがることになる。独立前後の混乱期には、島嶼国から旧宗主国側に駆け込みで移住する人びとも増えていったが、これは独立により移動の自由が制限されることを懸念しての動きであったといえよう⁹⁾。

もともと太平洋島嶼国は、人口も国土面積も独立国家として自立するに十分なだけの規模をもっていない。その結果、独立後もオーストラリアやニュージーランドとの政治・経済面での緊密な関係は継続された。航空路線も拡大し、島嶼国からシドニーやオークランドなどの地域のハブとなる国際空港に直接つながり、現地の大都市には、独立以前から住んでいる同胞たちが作り上げたコミュニティもある。確かに物理的な面では植民地時代と比べ、移動の自由さは進展したとはいえるだろう。しかし、自由連合などの特別な関係を有していない島嶼国の住民にとっては、そこは外国に出ていくという意味では簡単な決断ではない。

それでも先進国に出ていくというのは、やはりよりよい生活を求めるという経済的誘因が大きい。確かにメラネシア地域では鉱物・エネルギー資源の輸出が注目されてきてはいるが、こうした資源の輸出に伴う利益は先進国の企業にもたらされ、島嶼国にとっては雇用の拡大を含め国内経済に必ずしも還元されない。ま

9) こうした島嶼国の成立による移動の制限を受けることへの対策はある程度は配慮されていた。植民地時代に生まれた島嶼住民は、旧イギリス領住民として一定期間はイギリス、オーストラリア、ニュージーランドに入国することが認められた。

してや、他のアジア・アフリカ地域と比べても国内市場が小さい国々ばかりである。国内の限られたマーケットでは十分な利益が上げられないとなれば、地域の主要都市に進出して利益を上げることを求めるのは当然の理由である。とりわけ、太平洋島嶼国の場合、国内経済は周辺ドナー諸国からもたらされる経済支援によるインフラ整備などのODA関連の事業が中心であった。先進国の景気にも左右されることもあり、2000年代以降、どの国でも長期にわたる構造的不況が続いていた。そのため、何かしらの機会があれば、オーストラリアやニュージーランドに出て働きたいという意向をもっていた。

先進国に出ていった先達となる移民出身者も、1970年代くらいまでは、オーストラリアなどでの白豪主義の影響で帰国を強いられたり、ガードマンやベビーシッターなどの低賃金労働に従事するなど、厳しい生活を余儀なくされてきた。現在もそうした傾向は継続されている一方で、現地社会に生まれ育った2世、3世代のなかからは起業に成功し、ルーツである親たちが来た島嶼国との間でビジネスを発展させている者も現れた。こうして成功した移民たちとの間で作られた、母国と先進国との間の移民ネットワークをたどって先進国に進出していく新たな移住者たちの事例も多く確認されている。

先進国であるオーストラリアやニュージーランドも、島嶼国から移民が無秩序に入ってくるよりも、計画的に労働者として受け入れる政策を示している。とりわけニュージーランドは、ポリネシアの国々に対して果物園労働者として季節労働者の受け入れを行うほか、移民を望む人びとの一定数をくじ引きで受け入れている。これらのプログラムには多くの島嶼住民が応募しており、先進国への移民・移住を望む動きは絶えない。

これらの島嶼国住民の先進国への移住は、現地の島嶼国社会にも大きな影響を与える。季節労働や移住で先進国に労働者が流れることで、現地の労働力不足という事例も出てくる。サモアやトンガでは、現地にあるノニジュースの工場にノニの実を集めてきていた現地の若者がニュージーランドに移住してしまい、ノニを収集する労働者が不足している事態が報告されている。また、ニュージーランドと自由連合を結んでいるクック諸島は、欧米諸国のセレブを相手にした観光地として、多くのホテルやリゾート施設を抱えている。しかし有能なクック人たちは自由連合協定を利用して、最低賃金が2.5倍高いニュージーランドに移住してい

る。そのため、クック諸島の観光施設を支えているのは、同じ観光業が盛んな国ではあるが、最低賃金がクック諸島の3分の1であるフィジー人が担っている¹⁰⁾。またマーシャル諸島にある病院施設に関しても、多くの看護師はマーシャル人ではなく、フィジー人である。これも最低賃金に3倍の差があるということが理由である。このように自由連合や移民の受け入れ枠などの制度的なシステムが利用されながら、島嶼国内でも労働者の移動がドミノ式になされているのである。

先進国での生活を通じて、島嶼国住民は現地の白人などと比べて自分たちの労働環境や生活環境の低さを意識させられることになる。そのなかで、現地の白人層とも連携しながら、自分たちの生活環境の改善などを求める運動にも携わり、当然ながら政治的な意識も高まっていく。この政治に対する意識は、今自分たちが生きている先進国社会のみならず、自分の故郷に対しても向けられる。とりわけ伝統的な権威が残され、国内の政治や経済分野でこうした伝統的なリーダーが支配を続けることに違和感をもち、トンガやサモアでは民主化を求める動きも高まっていった。トンガの場合は1990年代からニュージーランドなどで教育を受け、労働経験をもつ住民が帰国し、公務員となって政治の民主化を求める行動にかかわっていく。教師として民主化運動に取り組み、普通選挙実施後に民主党を率いて首相となったアキリシ・ポヒヴァ (Samuela 'Akilisi Pōhiva) はその代表といえる。このように先進国での移動の経験が、島嶼国の政治形態を変容させる契機にもつながっている。

ただし、先進国に移住できた島嶼国出身者すべてが経済的に成功し、現地社会に適應できるわけではない。自由連合協定を利用してアメリカやニュージーランドに移住した島嶼国出身者のなかには、都市の生活になじめずにすぐに故郷の島に戻ってしまう者が少なくない。ハワイでミクロネシア移住社会の現地調査を実施した黒崎によると、2006年にはマーシャル諸島からやってきた移住者が毎年5000人いたが、2年後にはその半分は都市生活に適應でき、物価が安く、成功した先達者が工場などをもつアメリカ本土に再移住していった。一方、残りの半分は、都市生活になじめず、マーシャル諸島に帰島していた。こうした行動について、

10) 2022年4月における最低賃金は、ニュージーランドが21.20ニュージーランドドル、クック諸島が8.0ニュージーランドドル、およびフィジーが2.68ニュージーランドドルである(各国の中央銀行のデータ参照)。

トンガやサモアから来たハワイの移住者たちからはミクロネシア諸国の住民は自由連合に守られて、ホノルルで暮らす本気度が足りないのだと非難していた（黒崎2006）。しかしながら、2010年代以降はこの傾向にも変化がみられる。それまではホノルル社会に適応できない場合は故郷の島に戻れたマーシャル人たちも、マーシャル社会の長期経済不況が続いた結果、移住先で適応できないからと簡単には帰国して養ってもらえない状況となってきた。そのため、ホノルルにそのままとどまり浮浪者やアルコール依存症などの病人となって、現地社会から問題視されているケースも多く報告されている。こうした島嶼国出身者は先進国でも厳しい経済環境に加え、親戚同士が密に交流し合う生活様式を続けてきた結果、2020年以降の新型コロナウイルスの感染拡大のなかで大きな犠牲を被ることになった。

2-3. 太平洋島嶼国にやってくる人びとの思惑と現実

太平洋島嶼国における移動の問題を考える上で、島嶼地域の外側から入ってくる人びとの存在についても考える必要があるだろう。太平洋の島々は、大航海時代以降、さまざまな人びととの交流がなされてきた。キャプテン・クックなどの探検家や、宣教師、ビジネス関係者や軍人などとの接触のなかで、彼らが持ち込んだ銃などの武器や貨幣経済、そして伝染病などの影響で、島嶼国社会が大きく変わったことはさまざまな論稿のなかでも述べられている。とりわけ、19世紀に欧米からの観光客がもたらした伝染病の影響でハワイ王国が衰退したことや、20世紀初頭のスペイン風邪の影響でサモアやタヒチの島々で人口の25%が減少したなど甚大な被害を与えた。このことは現在も住民の意識のなかで共有されている。また経済の面でいえば、島嶼国にとって華僑や印僑に対する反発が挙げられる。国内経済を牛耳っている彼らの存在は、島嶼社会のなかでは必ずしも望ましいものとして認識されておらず、むしろ外部者、場合によっては排斥すべき対象と意識されている。伝統的に持てる者が持たざる者とシェアして助け合うことを基本としてきた島嶼国の人びとにとって、当初は植民地化での労働者としてやってきたものの、ビジネスの才を生かして現地の経済のなかに支配的なまでに入り込んでいくこれらのアジア系住民に対する反発は強くみられ、暴動時などのチャイナタウン焼き討ちの事例があるように、これらの移民に対して極めて強い警戒感をもっている。そのことは中華系・インド系の住民たちも感じている。太平

洋島嶼国で生まれ、その国籍を有する移民たちでさえも、成長の過程で、いじめなどの排斥の経験を受け、生まれ育った島国に居場所を見出せず、アメリカやオーストラリアに移住する選択をする者たちも多い。

一方で、太平洋島嶼地域を最終目的地としてめざしてくる移住者はそれほど多くはない。むしろこの地に外部からやってくる人びとは、その先にある目的や野望を遂げるための中継地として認識していることが多い。この点については、従来の太平洋島嶼地域での人の移動に関わる研究のなかでほとんど顧みられることはなかった。

他地域からの移住者としてまず挙げられるのは、母国の紛争や政治的迫害を逃れてやってくる難民だろう。1990年代後半以降、米ソの冷戦構造に代わり、国際社会の不安定要因として認識されるようになったのは中東諸国からのテロリスト集団である。とりわけ、2001年9.11同時多発テロや、2002年にバリ島で多くのオーストラリア人が犠牲になった爆弾テロ事件もあり、アフガン戦争などで自国を追われた難民たちが多数生じる事態となった (Borgu 2002; Rolf 2004)。その際めざす目的地の1つとして意識されたのが、多文化社会を掲げていたオーストラリアである。ただしオーストラリアも、イスラムテロ組織に対する警戒は強い。というのも自国の北側に、イスラム教徒が多数を占めるインドネシアから地続きのパプアニューギニア、そしてソロモン諸島、インド系住民を多数抱えるフィジーと連なる三日月地帯があり、テロリストの温床になりかねないと認識していたからである。こうした状況下の2001年に生じたのが、タンパ号事件である。アフガン難民の受け入れを拒否したオーストラリアのハワード政権の姿勢は、国際連合規定に反すると批判された。ただし、1990年代から同国は多くの不法入国者や密航者が沿岸に押し寄せていた。当時のイスラム教徒テロ組織をめぐる国際環境をふまえると、同政権の移民問題への対応の難しさは理解できる。この事件がきっかけとなり、オーストラリアへの不法入国者や密者をパプアニューギニアのマヌス島やナウルに受け入れさせる、パシフィック・ソリューションへとつながっていった。

興味深い一時滞在目的の移住者の事例としては、ミクロネシアの自由連合国などにおけるアジア人移住者がある (Crocombe 2007; Wesley=Smith and Porter 2010)。パラオやマーシャル諸島には、出稼ぎや移民を目的としたフィリピン人

や中国人が多数住んでいる。彼らは、現地社会のなかでビジネスに従事し、あるいは島嶼住民の家政婦として就労している。彼らの目的は、自由連合に基づきアメリカからもたらされる潤沢な経済支援の恩恵に与るため、と考えられがちであった。しかしながら実際には、彼らは数年すると新しい地へと移住していく。それはハワイやグアムである。彼らには、自由連合で一定期間滞在し、資金を稼いだ後に現地で帰化し、パスポートを入手し、アメリカに自由連合国民として移住するという目的があった。すなわち、最終目的地であるアメリカ移住への裏道ルートなのである。ゆえに彼らの多くは、その国に対して特別な思い入れはもっていない。島嶼国は自分の最終目的を達成する上での中継地にすぎないのである。

もちろんこうした裏ルートに対して、アメリカを含む先進国は放置しているわけではない。2003年にミクロネシア連邦やマーシャル諸島で行われた自由連合協定の改定では、帰化人に対する自由連合協定でのアメリカへの移住は拒否された。それでも、アメリカをめざすアジア人たちは島嶼国で子どもを産み、出生地主義をとるアメリカのシステム化にある自由連合国の子どもの親として、アメリカへの移住をめざすものも現れている。さらには、自由連合国でなくとも島嶼国のパスポートを購入し、第3国に移住する住民も現れた。このように島嶼国は、正規の国際移動を実現できない世界各地の人びとにとってのさまざまな抜け道を提示する場所となっている。現地住民との接触を過度に求めないため、島嶼国住民からは自分たちのことしか考えていない部外者として社会から阻害されていることも多い。むしろ現地社会の利益をかすめ取っているとみなされ、よい感情をもたれていないケースがほとんどだ。島嶼国各地での暴動に乗じて起きる焼き討ち事件の背景には、こうした住民間の疎遠という面も大いにあるのだろう。

3 人の移動を規律する制度

最後に、太平洋島嶼地域における人の移動を規律する国際制度について整理しておこう。まず国際制度とは、条約、合意、国際的文書で設定される国際制度だけでなく、外国人の受け入れや待遇などに関係する国内制度も含むものとして捉える。国際的なルールの国内的実施は各国の国内法や規制を通じて行われるほ

か、二国間や多数国間の取極や制度を構築するための交渉は参加国の国内制度の現状を基盤として行われるからである。

3-1. 人の法的カテゴリー

(1) 自国民と外国人

一般に法と移住の問題を考察する場合において、その基礎になるのは法が人に与えるさまざまな法的カテゴリーである。まず基本となるのは自国民と外国人との区別であり、外国人についてはさらにビザ、または在留資格で示されるさまざまなカテゴリーが与えられる。こうした法的カテゴリーは、政治的、経済的、社会的、文化的であり、時には強権的でもある。たとえば、不法滞在外国人の子どもはたとえ日本で生まれ育ち、日本が自分の居場所であると認識していたとしても、在留を認められず、親の本国へと送り返されることもある。人の法的カテゴリーは固定的ではない。ライフサイクルのなかで、しばしば本人の努力・才覚あるいは偶然によって、その法的カテゴリーが変わっていくのが通例である。たとえば、留学や技能実習で来日した外国人が、日本の会社に就職し、その後日本人と結婚し、最終的に帰化して日本国籍を取得する、といったパターンもあり得るだろう。

法的カテゴリーを設定するのは、一義的には受入国である。一般に主権国家は国際慣習法や国際条約など国際法による制限がないかぎり、外国人の自国への受け入れや国内での待遇を決定することができる。いずれの国も政策目的等に従って、外国人の在留資格・ビザの種類を詳細に定めている。国際法、たとえば国際人権法などの発展により、国家は自国内の外国人に与えるべき待遇についてさまざまな義務を負い、また、他国との協力関係のなかで相互に一定の待遇を約束する場合が増えている。この場合、条約等によって法的カテゴリーが設定されることになる。

「自国民」と「外国人」の区別は概念としては明確であるが、民族問題が絡む場合など実際にはその線引きに困難を伴う場合もある。また、その区別を曖昧にするようなカテゴリーの拡張が行われることもある。

(2) 国民と市民

また、国家の構成員を示す法的地位として、国民のほか、市民 (Citizen) または市民権 (Citizenship) という言葉が法律上も使われることも多い。国民=市民と解されることが多いが、各国の国内法上、特別の取扱いがなされることがある。

その一例が太平洋島嶼地域においてみられる国家間の「自由連合」(Free Association) 関係である。その嚆矢となったのはニュージーランドがクック諸島およびニウエとの間に設定したもので、これら諸国の住民にはニュージーランドの「市民権」が付与される。他方、アメリカは、上述のとおり、太平洋諸島信託統治領との政治的地位をめぐる交渉の結果、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国、パラオ共和国の3カ国との間に自由連合協定を締結している。これら諸国は独立国であるが、安全保障をアメリカに委ね、アメリカ軍による基地使用等を認める見返りに、経済・社会開発のための財政支援を受ける。これら諸国の市民は、アメリカの市民権は与えられないけれども、原則として自由にアメリカに入国し、アメリカにおいて生活し、就労し、または教育を受けることが認められている。

他方、国民ではあるが市民ではないというパターンもある。アメリカは太平洋島嶼地域およびカリブ海地域に海外領を有するが、そのうちアメリカ領サモア (American Samoa) の住民は市民権を得られておらず、その結果、アメリカの「国民」ではあるが「市民」ではないとされる。アメリカ領サモアの住民が、固有の文化を維持するため、アメリカ連邦憲法の規定の適用を拒否したためであるとされる。その結果、アメリカ領サモアの住民は、アメリカ市民としての権利利益を享受できないことがある (本章4章参照)。これらの事例が示すように、「国民」と「市民」との間にずれが生じ得ることに留意が必要である。

3-2. 外国人の就労のための諸制度

太平洋島嶼国からの移住の主たる目的は就労などの経済的理由によるものである。太平洋を囲むように存在する先進国、具体的にはカナダ、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリアは、就労・教育機会や社会的インフラなどさまざまな面で、とくに発展途上地域と比較して魅力的であると考えられる。さらに重要な点はこれら諸国が移民国家であることである。これら諸国においては、短期的

な外国人の受け入れにとどまらず、将来の市民となることを前提として、外国人を「移民」として積極的に受け入れる仕組みが存在するからである。就労機会の提供だけでなく、定住して「市民」となる可能性を提供していることが、これら諸国が太平洋島嶼地域からの移民の主たる目的地となっている1つの理由である。

ただし、歴史的にみると、これら諸国がアジアや太平洋島嶼地域からの移民に常に門戸を開いていたかというそうではない。たとえば、オーストラリアにおいては1970年代まで有色人種の移民を制限するいわゆる白豪主義がとられたほか、アメリカでも19世紀末から20世紀半ばまで中国人排斥法やアジア人を帰化不可能外国人とする立法が行われていた。アジアや太平洋島嶼地域からの移民の拡大は戦後の移民法などの改革による（第3章、第4章参照）。

現在においても移民国家に移住した者がすべて市民となる資格を認められているわけではない。将来的に市民になる機会が与えられるカテゴリーとそうでないものがある。その名称は国によって異なっているが、アメリカの場合、正規の移民とされるのは「適法永住者」(Legal Permanent Resident: LPR) である（一般にはグリーンカードと呼ばれる）。これに対して、市民権を取得する機会がないカテゴリーは「非移民」(Non-immigrant) として区別される。非移民には、外交官、観光客、留学生、ゲストワーカー（一時労働者）など多様なカテゴリーが含まれる。また、オーストラリアの場合は、いわば正規の移民である「永住者」(Permanent Resident) と市民権の取得の機会がないカテゴリーとしての「来訪者」(Visitor) に大きく分かれる。

非移民のなかで本書において重要なカテゴリーは、農場などでの季節労働など所定の産業のニーズに応えるための「一時労働者」(Temporary Worker) である。アメリカなどの移民国家では、LPRなどのように将来の市民となることを前提とする移民として外国人労働者を受け入れてきたが、それ以外にも農場やプランテーションにおける季節労働や他の産業における就労のための「一時労働者」(Temporary Worker) またはゲストワーカーの制度が存在する。一時労働者は市民権の取得する機会のない非移民の1つのカテゴリーとされている。非熟練または低熟練の外国人労働者の受け入れの主要なカテゴリーであり、たとえばパラオでは、「非居住労働者」(Non-resident Worker) という名称のカテゴリーがある。

オーストラリアやニュージーランドは太平洋島嶼国に対して、果樹栽培などの分野で季節労働などのプログラムを提供している（第2章参照）。

また、帰化の手続きを通じて、国籍または市民権を取得することは長期の滞在・就労を求める移民の重要な戦略となっている。帰化の条件は国によって異なり、一定期間以上の適法な滞在・就労、自国民の配偶者であることなどがよくみられる。その一方で外国人を恒久的に受け入れることに消極的な立場をとる国では、帰化の制度を制限することがある。さらに、短期就労を目的とする外国人には帰化の権利を認めず、または帰化の権利が発生する前に帰国させるといった制度設計や運用が行われることがある。

さらに、正規の文書をもたない外国人労働者（いわゆる不法就労）の増加が課題となっている国は多い。正規の文書をもたない外国人には、不法な方法で入国した者のほか、正規の文書で入国した後、それが失効したような場合を含んでいる。受入国は、不法在留状態の外国人に対する搾取・人権侵害、自国民労働者の労働環境への影響といった懸念から、それら外国人を正規化するため、新たな在留資格を付与するといった措置をとることがある。

出生地主義を採用する国では、移民や外国人の子でもその国で出生した場合に国籍・市民権を取得する。さらに、アメリカは家族の呼び寄せを認めているので、アメリカ国内で出生した外国人の子は親をアメリカに呼び寄せることができる。これは移民がアメリカ市民権を取得するための戦略の1つとなっている。

3-3. 植民地主義と移住の軍事化

民族自決原則に基づく植民地の独立が進展したため、20世紀後半以降、植民地主義は後退したが、植民地統治の「遺制」または「遺産」はさまざまな面で今日の移住に影響を与えている。植民地の独立によって主権国家群と再編された後も、本国や旧植民地との結びつきは政治的・経済的な面で維持されることが多い。言語、教育、法制度、通貨、教育などさまざまな制度的な共通性・類似性が維持されていて、それが移住にあたって旧宗主国や他の旧植民地を選択する要因の1つと成り得る。アメリカ、イギリス、フランスなどは現在も太平洋島嶼地域に海外領を保持しており、そこには本国との自由な人の移動が確保されている。アメリカとミクロネシアとの特別な関係はこの地域の人の移動のあり方を強く規定し

ている（第4章参照）。

人の移動を考える場合に、もう1つの装置が軍である。軍という集団そのものが国境を越えて移動するほか、帝国主義の時代に軍は植民地の若者を吸収していた。フィリピンの場合、1946年独立以降も、フィリピン人のアメリカ軍への入隊を認める協定が締結され、ベトナム戦争などに従軍したフィリピン人も多い。現代においてもアメリカ軍は、市民権を約束することでより多くの非市民の若者を引き付けてきた。アメリカ市民権を取得する1つの経路となっている。他方、軍を通じて越境するのは兵士だけではない。戦略拠点とされたグアムでは、基地建設やインフラ整備のため、戦後、フィリピン人が大量に動員された（第7章）。軍以外の民間保安ビジネスの形成は、移住の1つの形態として着目されている。たとえば、フィジー人はイギリス軍や国連PKOへの参加したほか、イラクなどでの民間警備会社等に従事する者もいて、移住の軍事化の1つの例とされる。

3-4. 地域主義と人の移動

太平洋島嶼地域における地域主義の形成とその組織化は、同地域における人の移動を促す新たな基盤となっている。たとえば、前述の南太平洋大学（USP）は、フィジーのスバにあるメインキャンパスのほか、バヌアツ（法学部）、サモア（農学部）、その他諸国に地域キャンパスを有し、教育・研究を目的とする若者や研究者・専門家の移動と集積が進む。また、太平洋諸島フォーラム（PIF）を通じた地域協力の推進は、国際裡で活動する政治指導者のネットワークを生むほか、PIF事務局や他の地域協力組織が活動を拡大するなか、さまざまな加盟国から集まる官僚集団が形成されている（第1章参照）。

人や企業の待遇に関する規定は、伝統的には友好通商航海条約や二国間投資協定といった条約も重要な役割を果たしてきたが、現在では、二国間または地域的な貿易協定のなかに人の移動や就労に関する条項が盛り込まれることが多い。2001年にPIFにおいて太平洋島嶼国間の太平洋島嶼諸国貿易協定（Pacific Island Countries Trade Agreement）、オーストラリアとニュージーランドと太平洋島嶼国間の太平洋経済緊密化協定（Pacific Agreement on Closer Economic Relations: PACER）が採択された。2007年に開始されたPACERプラスの交渉では越境移動の自由化が争点となった（第2章参照）。

PIFを通じた地域協力の進展は、太平洋島嶼地域の人びとの連帯感ないしは帰属意識を醸成するものとして機能してきたが、その一方で地域主義の歴史はまだ浅く、経済社会的な変化はそのあり方に大きく変化させつつある。近年のサブリージョナリズムの台頭が大きな影響を与え、とくにミクロネシア諸国のPIF脱退騒動をめぐる動きは今後の地域主義のあり方を根本的に変化させる可能性も予期されるものであった（第1章参照）。

4 本書の構成

本書において明らかにするのは、本書の目的でも示した「太平洋島嶼国をめぐる人の移動とそれに関わる組織や制度の変容をめぐるダイナミズム」のあり方、すなわち多様な人びとの移動がもたらす人びとの生活や意識の変化およびその移動に呼応する形で整備されていった組織や制度、そして移動現象と制度・組織間で繰り返されるあくなき駆け引きの姿である。そこで起きているのは、人の移動がそれに呼応する制度や組織の変容を生み、その変容に再び対応して、新たな形で人の移動を生み出すという、人の移動現象と制度・組織の修正の絶え間ない相互関係である。具体的には以下の3つの現象について分析・考察を行っている。

まず1つ目に、①移動の活発化により島嶼国の人びとと国際社会や先進国との交流が盛んになるにつれ、島嶼国側が周辺諸国に受け入れられるために、自分たちの意識や考え方を変えてきた点である。島嶼国住民が国際社会に出ていく機会が増え、オーストラリアやアメリカなどの先進国に移り住み、これら諸国を構成する重要な国民となり、あるいはその社会に影響を与える存在となっている（第3章）。また首脳や国際機関の官僚などのエリート層が国連などの国際社会に出て、活躍する機会が増えると、国際社会に対置される太平洋諸島地域という意識が醸成され、地域統合の重要性を喚起する動きにもつながっている（第1章）。このように、人の移動は、周辺社会との交流のなかで、島嶼国出身者および周辺社会の認識にも影響を与えている。

次に、②島嶼国から移動してくる人びとの増加を受け、歴史的関係を背景に彼らを受け入れる先進国側の社会も、既存の社会に島嶼国側社会の人びとをスムー

ズに包摂するため、島嶼国を念頭においた独自の制度が作成・施策されてきた点である。独立前の太平洋島嶼国はイギリスの植民地や、その代行の役割を果たしてきたオーストラリアやニュージーランドとの間で緊密な交流が行われていた。また第二次世界大戦後のミクロネシアの国々は信託統治領時代からアメリカ本土やハワイなどの島々と自分の故郷を自由に行き交うことができた。これらの島嶼国にとって独立後もこの関係を維持することが政治・経済・文化の面でも重要であり、島嶼国側が強く要望した。この要望は、移民として先進国側の国民となっている島嶼国出身者からの働きかけにおいても強く、太平洋諸島と先進国の間に存在する既存のネットワークを考慮し、島嶼地域出身者を優遇する措置が講じられることになった。越境労働者をめぐる制度の構築（第2章）やミクロネシア地域の福祉政策に対するアメリカの役割（第3章）というのも、独立後も先進国に政治・経済・社会の面で依存せざるを得ないという、島嶼国と先進国との間にある独特の関係に基づく制度がそこに存在しているのである。

最後に、③島嶼国と関係の深い先進国との間で移動に関する独自の制度が実施されているなかで、他地域からも島嶼国に移民や出稼ぎのため移住するだけでなく、島嶼国を經由して先進国への移民をめざす現象が起きている、それに対応するため、島嶼国側や先進国側が新たに他地域から来た移住者たちを念頭に対応策を打ち出している点である。そこで描かれている人びとの移動の姿は必ずしも「正式なルート」での移民や出稼ぎ労働という形態ばかりではない。アメリカへの移民を最終目的として島嶼国での一時滞在をするフィリピン人（第6章）や中国人の事例（第5章）などでは、自由連合協定やパスポート販売などの他地域ではみられない国境を越えて移動する上での抜け道的な方法がとられている場合もある。一方で、こうした「抜け道的な方法」を含め、他の地域から島嶼地域に移住してきたり、あるいは島嶼地域を通過して先進国に移動する場合に対しては、厳格に排除したいと考えるアメリカをはじめとした先進国側は、こうした抜け穴的な状況を放置しているわけではない。自国の治安の維持や不法就労の排除などを目的に、現状の制度の問題点を是正するために法令の改正や規制等を担う組織の拡充・再整備が繰り返し行われてきた。ただし、制度の厳格化が常に成功するとは限らない。制度や組織の改善が行われた後も、何かの新たな抜け道があるのではないかと法制度の隙間を潜り抜けようとして島嶼国などに移り住み、先進国への移動

の可能性を図る新たな移民たちが進出している。

このように島嶼国では島嶼国および他地域からの住民が先進国の市場や移住に参入しようとする動きと、その移動してくる住民たちを、ある場合は自国の不安要因になることを恐れて厳格に排除し、またある時は地域の一体化を図るため特殊なケースとして受け入れるなど、さまざまな状況を加味しながら日々対応を図っている。こうした太平洋諸島における人の移動をめぐる絶え間なき駆け引きともいえるダイナミズムの様子は、国際法などのテキストの上ではもちろん、欧米諸国での移民をめぐる事例でも見出すことができない。本書ではまさに太平洋諸島で起きている人の移動をめぐる現実世界の姿を描き出した作品ともいえるだろう。

本書は、本序章ならびに6つの章で構成されるが、扱っている内容から3つに分けることができる。すなわち、太平洋島嶼地域全体という枠組みに対して人の移動という外部社会（域外国）との接触が地域の組織や制度のあり方に与えている影響を考える部分（第1章および第2章）、先進国に移住した島嶼国出身者が受け入れ社会のなかでどのような状況におかれているのかについて分析する部分（第3章および第4章）、および島嶼国にやってくるアジア系住民（フィリピン人および中国人）たちが現地の島嶼社会との間で生じさせる摩擦や交流とそれを生み出している国際制度（経済協力・出稼ぎ労働）との関係を詳述する部分（第5章および第6章）である。これらの章で検討された考察を通じて、本書は太平洋島嶼地域における人の移動とそれに伴う国際制度をめぐるダイナミズムを描き出すことをめざしている。なお、巻末資料では各章に関わる太平洋島嶼地域の移民に関する統計を掲載した。

以下、各章の内容を概観していくこととする。

第1章「域外国との政治交流の活発化と地域統合の変容」(黒崎岳大)では、PIFを核にした地域統合・共同体への推進が行われた2010年代前半の動きと、過度な地域統合の推進への反発から各国の総選挙で長期安定政権の瓦解が起き、またそれに伴い地域統合に代わってサブリージョナリズムが台頭してきた2010年代後半の動きを示した。島嶼国の首脳や地域国際機関の官僚が域外国主催の国際会議などへ参加するなどの政治交流を活発化させている現状を人の移動の一形態として捉え、この政治交流の活発化が進んだことと、太平洋島嶼地域における地域

統合をめぐる進展の関係について、各国首脳、国際機関官僚および島嶼国の一般市民たちの反応の視点から説明した。気候変動問題などの影響を受け、国際社会でのプレゼンスが高まる太平洋島嶼地域であるが、とりわけその影響力を強めてきたのが、「地域のリーダー」として域外国との政治会合に代表として参加した各国の首脳、および地域統合・地域共同体の中核としての役割を果たしているPIFおよびその事務局である。当初は国際社会のなかで活躍する自国のリーダーや彼らを支える有能な専門集団である国際機関官僚に対して、一般市民たちも評価し、地域統合の推進を支持した。しかしながら、このPIFの巨大化に対して、2010年代中盤以降になると、首脳たちは域外国との会合ばかりに関心が高まり自国のニーズを把握しきれなくなり、国際機関官僚も自らの待遇や利益に固執する閉ざされた組織とみなされ、市民たちからの評価が下がっていく。その結果、2010年代後半に実施された各国での総選挙では、首脳たちが政権を追われ、新たに誕生した首脳は国際機関官僚を厳しく管理する。この結果、地域統合の推進は頓挫し、むしろ共通点の多い地理的に近い国々とのグループ化（サブリージョナリズム）が台頭することになったのである。

第2章「地域としての「太平洋」——越境労働移動をめぐる制度構築とネットワーク形成を通じて——」（小柏葉子）では、太平洋地域における越境労働移動の問題を取り上げ、越境労働者の管理をめぐる今日の太平洋島嶼地域をめぐる地域のあり方について考察をしている。太平洋諸島からの住民の越境移動という現象は、自国と先進国との間をつなぐネットワークの構築がある一方で、国境管理による移動の規制を国家間で行う制度的な連携も存在している。小柏は越境労働者をめぐるネットワークと国家間の制度的連携の関係に注目し、太平洋諸島の地域としての連携において、オーストラリア・ニュージーランドという先進国が果たす役割の重要性を明らかにし、今後の太平洋諸島地域のグループ化のなかで、これら先進両国のあるべき姿（望ましい立ち位置）について分析した。近年両国に対する島嶼国側の批判の声も高まっているが、アジアやヨーロッパと連携を強化し、地域の経済成長を安定的に進める上では、両国の存在は不可欠であることが確認できた。

第3章「多民族国家オーストラリアの太平洋島嶼移民——ニューサウスウェールズ州ポリネシアン移民の社会経済的地位——」（畝川憲之）では、太平洋島

嶼地域、とりわけ南太平洋の島嶼国にとって身近な先進国であるオーストラリアにおける島嶼国出身者のコミュニティの現状を統計データに基づき分析する。太平洋島嶼国出身の移民が白豪主義下の民族差別により非常に低い社会経済的地位に追いやられ、白豪主義の終焉、多文化主義体制への移行後も島嶼国出身の移民が増加するものの、彼らの地位は改善されなかったことが指摘される。その上で本章では、事例研究としてニューサウスウェールズ州のトンガ人やサモア人など、ポリネシア地域出身者の世代間での社会経済的地位の違いを考察する。本章の分析によれば、島嶼国から移住してきた第1世代と比べて、その子どもたちである第2世代では高等教育を受ける割合は増加したものの、それが所得の増加には反映されていないことなどが示される。本章で提示される世代間の社会経済的地位の変化の分析はまだ試論的なものではあるが、今後のオーストラリアにおける太平洋島嶼移民研究の基盤を提供するものになることが期待される。

第4章「アメリカ法からみたミクロネシアの法的空間——未編入領土の福祉格差と平等保護——」(今泉慎也)では、アメリカ市民として、あるいは自由連合協定国の市民としてアメリカへの移住が認められるミクロネシアの人びとの生活の質を左右する福祉を軸にミクロネシアの国・地域の法的状況を考察する。アメリカ領であるグアム、北マリアナ諸島は身近なアメリカとして近隣の地域から多くの移民を引き付けるが、アメリカの諸州と比べて福祉などに格差がある。その原因の1つがアメリカ法上、これら地域が州ではない「未編入領土」という地位しか認められていないことにある。本章はミクロネシア以外の未編入領土とされるアメリカ領である島嶼地域で生じたさまざまな問題から、未編入領土という地位そのものについての法的論争について検討する。他方、自由連合協定諸国からアメリカへの移住者が増加し、その受け入れ先であるアメリカの州や地域にとって負担になっている。アメリカにおける医療制度改革に伴い、これら諸国からの移民に対する福祉の切り下げが大きな影響を与えている。

メディアでしばしば取り上げられるように、アジア、アフリカなど他の地域と同様に、太平洋島嶼地域でも中国人の移住が拡大し、現地の経済や社会に大きく影響を与えている。しかしながら、中国人移住者が現地の住民など外部との交流に積極的でないといった事情もあり、その実態については十分に明らかにされていない。第5章「中国からの移住先としてのトンガ王国」(北原卓也)は、トンガ

王国の首都ヌクアロファで実施してきたフィールド調査のデータに基づき、トンガで生活している移住中国人の生活や移住の動機、トンガ社会とどのような関わりをもっているかを考察する。トンガは太平洋島嶼国のなかでもニュージーランドやアメリカなどに自国の移民を多く送り出している国であり、彼らからの送金が重要な国家財源になっている。その一方、トンガにおいては現地での就労やビジネスなどを目的に中国人の移住者が急増している。その増加が急であるために、トンガ社会では実際の流入人口よりも過大に増加しているイメージが醸成されているほか、中国人に対する差別意識や言動も根強く残っているなど実態が詳細に示されている。

第6章「ミクロネシアにおけるフィリピン人移民」(知花いづみ・今泉慎也)では、太平洋島嶼地域、とくにミクロネシアへの移住が多いフィリピン人について、アメリカの移民政策・移民法の変化を軸にその移住を促した制度的要因を考察する。アメリカ領であるグアム、北マリアナ諸島、ならびに自由連合協定国であるパラオの3つの国・地域におけるフィリピン人移民と移民法制を比較する。第二次世界大戦後、グアム等におけるアメリカ軍による基地・施設の建設・整備のためにフィリピン人労働者が大量に動員されたことを皮切りに、建設業、観光業、縫製業等における就労を目的にミクロネシアへのフィリピン人の移住が増加した。当初の移住は市民権の取得を認めないものであったが、アメリカ本国における移民政策・移民法の変化に伴い、アジアを含む移民の受け入れが拡大され、また家族の呼び寄せが可能になり、これがグアムなどに移住したフィリピン人がさらにアメリカの市民権を取得し、さらに諸州へと移住する足がかりとなったことが示されている。フィリピン人などアジアからの移民が、アメリカへの移住の中継地としてミクロネシアの島嶼国・地域を利用していることの一部を示すものとなっている。

本書の各章を通じて、太平洋島嶼地域で起きているさまざまな人の移動が、地域の政治・経済やそこに住む人びとの生活、また移動してくるさまざまな人びとの経験に影響を与え、それらの動きを促進あるいはブレーキをかける制度を生んでいく——太平洋島嶼国のなかで繰り返られているこうした人の移動と国際制度の相互関係のダイナミズムを実感してもらえれば幸いである。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 秋田茂 2012. 『イギリス帝国の歴史——アジアから考える』 中央公論新社.
- 黒崎岳大 2006. 「ホノルルにおけるマーシャル人移住者社会——自由連合協定下におけるトランスナショナル・ライフの民族誌」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』 52(3) : 53-62.
- 2016a. 「太平洋諸島フォーラムの機能と地域統合構想」黒崎岳大・今泉慎也編『太平洋島嶼地域における国際秩序の変容と再構築』アジア経済研究所.
- 2016b. 「MSGをめぐる主導権争いと各国の思惑 (太平洋諸島・現代トピックス)」『パシフィックウェイ』(148) 8月: 16-18.
- 2019. 「活発化する中国の海洋進出と太平洋の国際秩序の動揺 (太平洋諸島・現代トピックス)」『パシフィックウェイ』(153) 2月: 12-14.
- 小林泉 1994. 『太平洋島嶼諸国論』 東信堂.
- 2015. 「太平洋島嶼国の変容と国際関係」『太平洋諸島研究』(3) 9月: 1-26.
- 小林泉・東裕 1998. 「強いられた国民国家」佐藤幸男編『世界史のなかの太平洋』 国際書院.

〈英語文献〉

- Borgu, Aldo 2002. *Beyond Bali: ASPI's Strategic Assessment 2002*. Canberra: Australian Strategic Policy Institute (ASPI).
- Boyce, P.J. and R.A. Herr 1974. "Microstate Diplomacy in the South Pacific." *Australian Outlook* 28(1): 24-35.
- Bryant-Takalau, J. and I. Frazer eds. 2006. *Redefining the Pacific?: Regionalism Past, Present and Future* (The International Political Economy of New Reginalisms Series), Burlington: Ashgate Pub Co.
- Crocombe, R.G. 2007. *Asia in the Pacific Islands: Replacing the West*. Suva: IPS Publications, The University of the South Pacific.
- Firth, S. 2008. "The New Regionalism and its Contradictions." G. Fry and T. Kabutaulaka eds. *Intervention and State-Building in the Pacific: The Legitimacy of 'Cooperative Intervention'*, Manchester: Manchester University Press: 119-134.
- Fry, G. and S. Tarte eds. 2015. *The New Pacific Diplomacy*. Australia: ANU press.
- Rolf, J. 2004. *Oceania and Terrorism* (CSS Working Paper No.19/04), Wellington: Centre for Strategic Studies, Victoria University of Wellington.
- Wesley-Smith, T. and E.A. Porter eds. 2010. *China in Oceania: Reshaping the Pacific?* New York: Berghahn Books.

©IDE-JETRO and Shinya Imaizumi 2023

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示-改変禁止4.0国際」の下で提供されています。
<https://creativecommons.org/licenses/by-nd/4.0/deed.ja>

